

岩手県地域防災計画（本編）

新旧対照表

（案）

# 目 次

## 第 1 章 総則

第 4 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
------------------------	---

## 第 2 章 災害予防計画

第 1 節 防災知識普及計画	2
第 3 節 防災訓練計画	4
第 4 節 気象業務整備計画	5
第 4 節の 2 通信確保計画	6
第 5 節 避難対策計画	7
第 5 節の 2 災害医療体制整備計画	9
第 6 節 要配慮者の安全確保計画	11
第 11 節 ライフライン施設等安全確保計画	13
第 13 節 風水害予防計画	14
第 15 節 津波・高潮災害予防計画	15
第 16 節 土砂災害予防計画	16
第 23 節 事業継続対策計画	18

## 第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制計画	19
第 2 節 気象予報・警報等の伝達計画	20
第 4 節 情報の収集・伝達計画	29
第 5 節 広報広聴計画	31
第 6 節 交通確保・輸送計画	33
第 8 節 消防活動計画	35
第 10 節 県、市町村等応援協力計画	37
第 11 節 自衛隊災害派遣要請計画	38
第 12 節 防災ボランティア活動計画	39
第 15 節 避難・救出計画	40
第 16 節 医療・保健計画	42
第 22 節 廃棄物処理・障害物除去計画	46
第 23 節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	47
第 25 節 文教対策計画	48
第 27 節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	49
第 28 節 ライフライン施設応急対策計画	50
第 31 節 林野火災応急対策計画	51
第 32 節 防災ヘリコプター等活動計画	52

## 第 4 章 災害復旧・復興計画

第 2 節 生活の安定確保計画	53
-----------------	----

頁	現 計 画	修 正 案																																								
<p>1-1-3</p> <p>1-1-4</p> <p>1-1-6</p> <p>1-1-7</p>	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="256 439 839 801"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北総合 通信局</td> <td>(4) <u>災害情報共有システム(Lアラート)</u>の普及・促進に関すること。 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="256 893 839 1576"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社岩手 県支部</td> <td>(1) [略] (2) <u>救援物資の配分に関する</u>こと。 (3) <u>義援金の受付に関する</u>こと。 (4) <u>防災ボランティアの連絡調整等に関する</u>こと。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ヤマト運輸(株) <u>盛岡支店</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 [略]</p>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北総合 通信局	(4) <u>災害情報共有システム(Lアラート)</u> の普及・促進に関すること。 [略]	[略]	[略]	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	日本赤十字社岩手 県支部	(1) [略] (2) <u>救援物資の配分に関する</u> こと。 (3) <u>義援金の受付に関する</u> こと。 (4) <u>防災ボランティアの連絡調整等に関する</u> こと。	[略]	[略]	ヤマト運輸(株) <u>盛岡支店</u>	[略]	[略]	[略]	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="865 439 1447 801"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北総合 通信局</td> <td>(4) <u>Lアラート(災害情報共有システム)</u>の普及・促進に関すること。 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="865 893 1447 1621"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社岩手 県支部</td> <td>(1) [略] (2) <u>災害時における血液の確保供給に関する</u>こと。 (3) <u>救援物資の配分に関する</u>こと。 (4) <u>義援金の受付に関する</u>こと。 (5) <u>防災ボランティアの連絡調整等に関する</u>こと。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ヤマト運輸(株) <u>岩手主管支店</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 [略]</p>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北総合 通信局	(4) <u>Lアラート(災害情報共有システム)</u> の普及・促進に関すること。 [略]	[略]	[略]	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	日本赤十字社岩手 県支部	(1) [略] (2) <u>災害時における血液の確保供給に関する</u> こと。 (3) <u>救援物資の配分に関する</u> こと。 (4) <u>義援金の受付に関する</u> こと。 (5) <u>防災ボランティアの連絡調整等に関する</u> こと。	[略]	[略]	ヤマト運輸(株) <u>岩手主管支店</u>	[略]	[略]	[略]
機関名	業務の大綱																																									
[略]	[略]																																									
東北総合 通信局	(4) <u>災害情報共有システム(Lアラート)</u> の普及・促進に関すること。 [略]																																									
[略]	[略]																																									
機関名	業務の大綱																																									
[略]	[略]																																									
日本赤十字社岩手 県支部	(1) [略] (2) <u>救援物資の配分に関する</u> こと。 (3) <u>義援金の受付に関する</u> こと。 (4) <u>防災ボランティアの連絡調整等に関する</u> こと。																																									
[略]	[略]																																									
ヤマト運輸(株) <u>盛岡支店</u>	[略]																																									
[略]	[略]																																									
機関名	業務の大綱																																									
[略]	[略]																																									
東北総合 通信局	(4) <u>Lアラート(災害情報共有システム)</u> の普及・促進に関すること。 [略]																																									
[略]	[略]																																									
機関名	業務の大綱																																									
[略]	[略]																																									
日本赤十字社岩手 県支部	(1) [略] (2) <u>災害時における血液の確保供給に関する</u> こと。 (3) <u>救援物資の配分に関する</u> こと。 (4) <u>義援金の受付に関する</u> こと。 (5) <u>防災ボランティアの連絡調整等に関する</u> こと。																																									
[略]	[略]																																									
ヤマト運輸(株) <u>岩手主管支店</u>	[略]																																									
[略]	[略]																																									
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 法令等の改正に伴う修正</p> <p>○ 現状に合わせた修正</p>																																									

頁	現 計 画	修 正 案
	<p><b>第1節 防災知識普及計画</b></p>	<p><b>第1節 防災知識普及計画</b></p>
1-2-1	<p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ <u>県及び市町村は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守ると</u> <u>う意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民</u> <u>の理解と協力を得るものとする。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>
1-2-2	<p>4 児童、生徒等に対する教育</p> <p>○ [略]</p> <p>5 防災文化の継承</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。</p> <p>○ [略]</p> <p>6 [略]</p>	<p>○ <u>県及び市町村は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</u></p> <p>4 児童、生徒等に対する教育</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>県及び市町村は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</u></p> <p>5 防災文化の継承</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう<u>地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>6 [略]</p>
1-2-3		<p>7 防災と福祉の連携</p> <p>○ <u>県及び市町村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケ</u></p>

	<p>第3 [略]</p>	<p><u>アマネジャー) の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</u></p> <p><b>8 専門家の活用</b></p> <p><u>○ 県及び市町村は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</u></p> <p>第3 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-2-6</p> <p>1-2-7</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 防災訓練計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施にあたって留意すべき事項</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 地域住民等の参加促進</p> <p>訓練の実施に当たっては、自主防災組織、<u>ボランティア団体</u>、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。</p> <p>ウ～ケ [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 防災訓練計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施にあたって留意すべき事項</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 地域住民等の参加促進</p> <p>訓練の実施に当たっては、自主防災組織、<u>NPO・ボランティア等</u>、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。</p> <p>ウ～ケ [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																								
<p>1-2-8</p> <p>1-2-9</p> <p>1-2-10</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 気象業務整備計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 観測体制の整備等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 地震・津波観測施設</p> <table border="1" data-bbox="258 573 841 1021"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>沖合水圧計(ブイ式海底津波計)</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>岩手沖 380 k mA、岩手沖 320 k mA、宮城沖 350 k mA</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)、(6) [略]</p> <p>第3 情報の提供</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="258 1200 841 1603"> <thead> <tr> <th>通信施設</th> <th>伝達先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>防災情報提供システム(専用回線)</td> <td>[略]、陸上自衛隊岩手駐屯地(第9特科連隊第2科)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	設置場所	[略]	[略]	[略]	沖合水圧計(ブイ式海底津波計)	3	岩手沖 380 k mA、岩手沖 320 k mA、宮城沖 350 k mA	[略]	[略]	[略]	通信施設	伝達先	[略]	[略]	防災情報提供システム(専用回線)	[略]、陸上自衛隊岩手駐屯地(第9特科連隊第2科)	[略]	[略]	<p style="text-align: center;"><b>第4節 気象業務整備計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 観測体制の整備等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 地震・津波観測施設</p> <table border="1" data-bbox="866 573 1453 1021"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[削除]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)、(6) [略]</p> <p>第3 情報の提供</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="866 1200 1453 1603"> <thead> <tr> <th>通信施設</th> <th>伝達先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>防災情報提供システム(専用回線)</td> <td>[略]、陸上自衛隊岩手駐屯地(東北方面特科連隊第2科)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	設置場所	[略]	[略]	[略]	[削除]			[略]	[略]	[略]	通信施設	伝達先	[略]	[略]	防災情報提供システム(専用回線)	[略]、陸上自衛隊岩手駐屯地(東北方面特科連隊第2科)	[略]	[略]
施設名	箇所数	設置場所																																								
[略]	[略]	[略]																																								
沖合水圧計(ブイ式海底津波計)	3	岩手沖 380 k mA、岩手沖 320 k mA、宮城沖 350 k mA																																								
[略]	[略]	[略]																																								
通信施設	伝達先																																									
[略]	[略]																																									
防災情報提供システム(専用回線)	[略]、陸上自衛隊岩手駐屯地(第9特科連隊第2科)																																									
[略]	[略]																																									
施設名	箇所数	設置場所																																								
[略]	[略]	[略]																																								
[削除]																																										
[略]	[略]	[略]																																								
通信施設	伝達先																																									
[略]	[略]																																									
防災情報提供システム(専用回線)	[略]、陸上自衛隊岩手駐屯地(東北方面特科連隊第2科)																																									
[略]	[略]																																									
<p>修正理由</p>	<p>○ 現状に合わせた修正</p> <p>○ 組織名の変更</p>																																									

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-12	<p style="text-align: center;"><b>第4節の2 通信確保計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節の2 通信確保計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、I C Tの防災施策への積極的な活用が必要である。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	



頁	現 計 画	修 正 案
1-2-14	<p style="text-align: center;"><b>第5節 避難対策計画</b></p> <p><b>第1 [略]</b></p> <p><b>第2 避難計画の作成</b></p> <p><b>1 市町村の避難計画</b></p> <p>○ [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 避難準備・高齢者等避難開始（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるもの）、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法</p> </div> <p>イ [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 避難対策計画</b></p> <p><b>第1 [略]</b></p> <p><b>第2 避難計画の作成</b></p> <p><b>1 市町村の避難計画</b></p> <p>○ [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 避難準備・高齢者等避難開始（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるもの）、避難勧告、避難指示（緊急）、<u>災害発生情報</u>の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法</p> </div> <p>イ [略]</p>
1-2-15	<p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）の具体的な発令基準を策定し、市町村地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難勧告等を適切に発令することができるよう、具体的な避難勧告等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。</p> <p>○ 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあら</p>	<p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、<u>避難指示（緊急）及び災害発生情報</u>（以下「避難勧告等」という。）の具体的な発令基準を策定し、市町村地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難勧告等を適切に発令することができるよう、具体的な避難勧告等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。</p> <p>○ 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあら</p>

<p>1-2-16</p> <p>1-2-17</p>	<p>はじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 広域一時滞在</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>○ [略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="260 616 842 981"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>出先機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>政策地域部</td> <td>交通政策室</td> <td>広域振興局 経営企画部等</td> <td>県内広域一時滞在等に係る輸送体制の連絡・調整等</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	出先機関	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	政策地域部	交通政策室	広域振興局 経営企画部等	県内広域一時滞在等に係る輸送体制の連絡・調整等	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>はじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省、<u>気象庁</u>及び県は、<u>市町村</u>に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 広域一時滞在</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>○ [略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="869 616 1453 981"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>出先機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ふるさと振興部</td> <td>交通政策室</td> <td>広域振興局 経営企画部等</td> <td>県内広域一時滞在等に係る輸送体制の連絡・調整等</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	出先機関	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	ふるさと振興部	交通政策室	広域振興局 経営企画部等	県内広域一時滞在等に係る輸送体制の連絡・調整等	[略]	[略]	[略]	[略]
部	課等	出先機関	担当業務																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
政策地域部	交通政策室	広域振興局 経営企画部等	県内広域一時滞在等に係る輸送体制の連絡・調整等																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
部	課等	出先機関	担当業務																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
ふるさと振興部	交通政策室	広域振興局 経営企画部等	県内広域一時滞在等に係る輸送体制の連絡・調整等																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
<p>1-2-18</p>	<p>第3 避難場所等の整備等</p> <p>1 避難場所等の整備</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="280 1115 842 1704"> <thead> <tr> <th>避難場所</th> <th>[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所</td> <td>ア～カ [略] キ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されているもの。 ク [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 市町村は、一般の指定避難所では生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p>	避難場所	[略]	避難所	ア～カ [略] キ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されているもの。 ク [略]	<p>第3 避難場所等の整備等</p> <p>1 避難場所等の整備</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="890 1115 1453 1704"> <thead> <tr> <th>避難場所</th> <th>[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所</td> <td>ア～カ [略] キ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、<u>主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されている</u>もの。 ク [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ <u>市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u></p> <p>○ 市町村は、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p>	避難場所	[略]	避難所	ア～カ [略] キ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、 <u>主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されている</u> もの。 ク [略]																								
避難場所	[略]																																	
避難所	ア～カ [略] キ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されているもの。 ク [略]																																	
避難場所	[略]																																	
避難所	ア～カ [略] キ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、 <u>主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されている</u> もの。 ク [略]																																	
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 組織改編に伴う修正</p>																																	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p><b>第5節の2 災害医療体制整備計画</b></p>	<p><b>第5節の2 災害医療体制整備計画</b></p>
1-2-21	<p><b>第1 基本方針</b></p>	<p><b>第1 基本方針</b></p>
	<p>1, 2 [略]</p>	<p>1, 2 [略]</p> <p>3 <u>県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、岩手県ドクターヘリ運航要領に基づく運用や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>※ <u>災害医療コーディネーターとは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱された者をいう。</u></p> <p><u>[災害時の医療救護に関する協定書 資料編3-16-5]</u></p> <p><u>[災害時の医療救護活動に関する協定 資料編3-16-6]</u></p>
	<p><b>第2 [略]</b></p>	<p><b>第2 [略]</b></p>
1-2-22	<p><b>第3 岩手DMATの体制強化</b></p>	<p><b>第3 岩手DMAT等の体制強化</b></p>
	<p>○ [略]</p>	<p>○ [略]</p>
	<p>○ [略]</p>	<p>○ [略]</p>
1-2-23		<p>○ <u>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンも参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</u></p>
	<p><b>第4 医薬品及び医療資機材の供給体制の整備</b></p> <p>○ 県は、関係団体との協定等の締結により、被災地の医療機関における医薬品、医療用資機材等の供給体制を整備するとともに、地域内の医療施設が被災した場合に備え、岩手DMAT及び医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医</p>	<p><b>第4 医薬品及び医療資機材の供給体制の整備</b></p> <p>○ 県は、関係団体との協定の締結等により、被災地の医療機関における医薬品（<u>輸血用血液製剤を含む</u>）、医療用資機材等の供給体制を整備するとともに、地域内の医療施設が被災した場合に備え、岩手DMAT及び医療救護班が使用す</p>

	<p>療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、市町村と相互に供給を行う体制を整備する。</p> <p><b>第5 広域災害・救急医療情報システムの整備</b></p> <p>○ 県は、災害時に医療設備の診療状況等を迅速に把握するため、<u>岩手県広域災害・救急医療情報システム</u>による情報収集及び連絡体制の整備に努める。</p> <p>○ 医療機関は、衛星電話の整備、<u>岩手県広域災害・救急医療情報システム</u>及び EMIS への入力訓練を行う等、入力できる環境を整える。</p>	<p>る医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、市町村と相互に供給を行う体制を整備する。</p> <p><b>第5 広域災害・救急医療情報システムの整備</b></p> <p>○ 県は、災害時に医療設備の診療状況等を迅速に把握するため、<u>広域災害救急医療情報システム(EMIS)</u>による情報収集及び連絡体制の整備に努める。</p> <p>○ 医療機関は、衛星電話の整備、EMIS への入力訓練を行う等、入力できる環境を整える。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 現状に合わせた修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p><b>第6節 要配慮者の安全確保計画</b></p>	<p><b>第6節 要配慮者の安全確保計画</b></p>
1-2-24	<p>第1 [略]</p>	<p>第1 [略]</p>
	<p>第2 実施要領</p>	<p>第2 実施要領</p>
1-2-25	<p>7 外国人の安全確保対策について</p>	<p>7 外国人の安全確保対策について</p>
	<p>(1) 防災教育、防災訓練の実施</p>	<p>(1) 防災教育、防災訓練の実施</p>
	<p>○ 防災関係機関は、県、市町村及び国際理解関係団体等の協力を得て、外国人に対する<u>防災知識の普及</u>に努める。</p>	<p>○ 防災関係機関は、県、市町村及び国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対し、<u>多言語による防災知識の普及</u>に努める。</p>
	<p>また、県及び市町村は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。</p>	<p>また、県及び市町村は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。</p>
	<p>なお、市町村は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。</p>	<p>なお、市町村は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。</p>
	<p>(2) 避難計画</p>	<p>(2) 避難計画</p>
1-2-26	<p>○ 市町村は、第2章第5節第1に定める避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。</p>	<p>○ 市町村は、第2章第5節第1に定める避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在留外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。</p>
	<p>また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。</p>	<p>また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。</p>
	<p>(3) 情報伝達及び案内標示板等の整備</p>	<p>(3) 情報伝達及び案内標示板等の整備</p>
	<p>○ 市町村は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語等による避難勧告等の伝達手段を確保するとともに、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。</p>	<p>○ 市町村は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、<u>多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難勧告等の伝達手段の確保</u>に努める。</p>
	<p>また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、<u>ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものにする</u>とともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。</p>	<p>また、<u>避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものにする</u>とともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。</p>
	<p>(4) 情報の提供</p>	<p>(4) 情報の提供</p>
	<p>○ 県及び市町村は、インターネット等を活用し</p>	<p>○ 県及び市町村は、インターネット等を活用し</p>

	<p>た多言語による災害情報の提供に努める。</p> <p>(5) ボランティアの育成等</p> <p>○ 県及び市町村は、国際理解関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。</p> <p>(6) 生活相談</p> <p>○ 県及び市町村は、国際理解関係団体等及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。</p>	<p>た多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。</p> <p>(5) ボランティアの育成等</p> <p>○ 県及び市町村は、国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。</p> <p>(6) 生活相談</p> <p>○ 県は、(公財) 岩手県国際交流協会と連携し、<u>外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、適切なアドバイスが得られるよう、外国人相談体制の充実を図る。</u></p> <p>○ 市町村は、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 関係室課との調整</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																						
1-2-39	<p>第11節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 電力施設</p> <p>○ [略]</p> <p>1 施設の設備</p> <p>(1) 水害対策</p> <table border="1" data-bbox="258 528 839 1025"> <tr> <td data-bbox="258 528 472 1025">発 電 設 備</td> <td colspan="2" data-bbox="472 528 839 1025">○ 過去の災害及び被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。 ○ [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 1025 347 1160" rowspan="2">送電設備</td> <td data-bbox="347 1025 472 1070">[略]</td> <td data-bbox="472 1025 839 1070">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1070 472 1160">[略]</td> <td data-bbox="472 1070 839 1160">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 1160 472 1249">変 電 設 備</td> <td colspan="2" data-bbox="472 1160 839 1249">[略]</td> </tr> </table>	発 電 設 備	○ 過去の災害及び被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。 ○ [略]		送電設備	[略]	[略]	[略]	[略]	変 電 設 備	[略]		<p>第11節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 電力施設</p> <p>○ [略]</p> <p>1 施設の設備</p> <p>(1) 水害対策</p> <table border="1" data-bbox="868 528 1449 1025"> <tr> <td data-bbox="868 528 1082 1025">発 電 設 備</td> <td colspan="2" data-bbox="1082 528 1449 1025">○ 過去の災害及び被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各発電所の特異性を考慮し、防水壁、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。 ○ [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="868 1025 957 1160" rowspan="2">送電設備</td> <td data-bbox="957 1025 1082 1070">[略]</td> <td data-bbox="1082 1025 1449 1070">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="957 1070 1082 1160">[略]</td> <td data-bbox="1082 1070 1449 1160">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="868 1160 1082 1249">変 電 設 備</td> <td colspan="2" data-bbox="1082 1160 1449 1249">[略]</td> </tr> </table>	発 電 設 備	○ 過去の災害及び被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各発電所の特異性を考慮し、防水壁、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。 ○ [略]		送電設備	[略]	[略]	[略]	[略]	変 電 設 備	[略]	
発 電 設 備	○ 過去の災害及び被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。 ○ [略]																							
送電設備	[略]	[略]																						
	[略]	[略]																						
変 電 設 備	[略]																							
発 電 設 備	○ 過去の災害及び被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各発電所の特異性を考慮し、防水壁、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。 ○ [略]																							
送電設備	[略]	[略]																						
	[略]	[略]																						
変 電 設 備	[略]																							
1-2-40	<p>2、3 [略]</p> <p>4 ヘリコプターの活用</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 災害時においては、<u>最寄りの技術センター</u>が、<u>ヘリコプターの基地（3箇所）</u>の整備状況を点検するとともに、除雪その他着陸準備を早急に完了して、その旨を災害対策本部に報告する。</p>	<p>2、3 [略]</p> <p>4 ヘリコプターの活用</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 災害時においては、<u>ヘリコプターの基地を有する電気事業者は、その設備の整備状況を点検</u>するとともに、除雪その他着陸準備を早急に完了して、その旨を災害対策本部に報告する。</p>																						
修正理由	○ 現状に合わせた修正																							

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-2-48</p> <p>1-2-49</p> <p>1-2-51</p>	<p style="text-align: center;"><b>第13節 風水害予防計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> 1～3 [略]</p> <p><b>第2～6 [略]</b></p> <p><b>第7 治山事業</b> ○ [略] ○ [略] ○ 農林水産省及び地方公共団体は、流木災害の発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</p> <p><b>第8～11 [略]</b></p> <p><b>第12 関係者間の密接な連携体制の構築</b> ○ 水災については、国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第13節 風水害予防計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> 1～3 [略] 4 県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</p> <p><b>第2～6 [略]</b></p> <p><b>第7 治山事業</b> ○ [略] ○ [略] ○ 農林水産省及び地方公共団体は、流木災害の発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。<u>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。</u></p> <p><b>第8～11 [略]</b></p> <p><b>第12 関係者間の密接な連携体制の構築</b> ○ 水災については、<u>複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、</u>国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、<u>公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築するものとする。</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p>	



頁	現 計 画	修 正 案																																				
1-2-56	<p style="text-align: center;"><b>第15節 津波・高潮災害予防計画</b></p> <p><b>第1</b> [略]</p> <p><b>第2 津波、高潮災害予防事業</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="320 528 869 938"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施工箇所</th> <th>施工年度</th> <th>所管</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	施工箇所	施工年度	所管	資料編	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	津波・高潮危機管理対策緊急事業	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;"><b>第15節 津波・高潮災害予防計画</b></p> <p><b>第1</b> [略]</p> <p><b>第2 津波、高潮災害予防事業</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="959 528 1508 938"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施工箇所</th> <th>施工年度</th> <th>所管</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策事業</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ <u>港湾管理者は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u></p>	事業名	施工箇所	施工年度	所管	資料編	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	津波・高潮危機管理対策事業	[略]	[略]	[略]
事業名	施工箇所	施工年度	所管	資料編																																		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																			
津波・高潮危機管理対策緊急事業	[略]	[略]	[略]																																			
事業名	施工箇所	施工年度	所管	資料編																																		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																			
津波・高潮危機管理対策事業	[略]	[略]	[略]																																			
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 現状に合わせた修正</p>																																					

頁	現 計 画	修 正 案																
1-2-58	<p style="text-align: center;"><b>第16節 土砂災害予防計画</b></p> <p><b>第1</b> [略]</p> <p><b>第2 地すべり防止対策事業</b></p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="301 394 801 714"> <tr> <td style="text-align: center;">所管別</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>林野庁</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>農林水産省</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>林野関係事業</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>3 <u>農林水産省関係事業</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>第3～5 [略]</p>	所管別	[略]	[略]		<u>林野庁</u>	[略]	<u>農林水産省</u>	[略]	<p style="text-align: center;"><b>第16節 土砂災害予防計画</b></p> <p><b>第1</b> [略]</p> <p><b>第2 地すべり防止対策事業</b></p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="909 394 1409 714"> <tr> <td style="text-align: center;">所管別</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>農林水産省</u> <u>林野庁</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>農林水産省</u> <u>農村振興局</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>農林水産省林野庁関係事業</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>3 <u>農林水産省農村振興局関係事業</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>第3～5 [略]</p>	所管別	[略]	[略]		<u>農林水産省</u> <u>林野庁</u>	[略]	<u>農林水産省</u> <u>農村振興局</u>	[略]
所管別	[略]																	
[略]																		
<u>林野庁</u>	[略]																	
<u>農林水産省</u>	[略]																	
所管別	[略]																	
[略]																		
<u>農林水産省</u> <u>林野庁</u>	[略]																	
<u>農林水産省</u> <u>農村振興局</u>	[略]																	
1-2-59	<p><b>第6 土砂災害防止対策の推進</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p><b>第6 土砂災害防止対策の推進</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>																
1-2-60	<p>○ 国土交通省及び地方公共団体は、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。</p> <p><b>第7 土砂災害警戒情報の発表</b></p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 <b>発表・解除基準</b></p> <p>(1) <b>発表基準</b></p> <p>大雨警報（土砂災害）が発表されている場合において、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が5kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、県と盛岡地方气象台は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</p>	<p>○ 国土交通省及び地方公共団体は、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、<u>土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。</u></p> <p><b>第7 土砂災害警戒情報の発表</b></p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 <b>発表・解除基準</b></p> <p>(1) <b>発表基準</b></p> <p>大雨警報（土砂災害）が発表されている場合において、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が1kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方气象台は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</p>																

<p>1-2-61</p>	<p>また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>6 避難勧告等のための情報提供</p> <p>○ [略]</p> <p>土砂災害警戒情報の補足情報</p> <table border="1" data-bbox="300 436 801 1249"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状況及び行動の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始検討要</td> <td>黄</td> <td>3 時間以内に土砂災害発生の基本値を超えるおそれがある場合。 (避難準備・高齢者等避難開始の検討が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告検討要</td> <td>橙</td> <td>2 時間以内に土砂災害発生の基本値を超えるおそれがある場合。 (避難勧告の検討が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td>避難指示(緊急)検討要</td> <td>赤</td> <td>既に土砂災害発生の基本値を超えている場合。 (避難指示(緊急)の検討が必要な状況)</td> </tr> </tbody> </table>	危険度	表示	状況及び行動の目安	避難準備・高齢者等避難開始検討要	黄	3 時間以内に土砂災害発生の基本値を超えるおそれがある場合。 (避難準備・高齢者等避難開始の検討が必要な状況)	避難勧告検討要	橙	2 時間以内に土砂災害発生の基本値を超えるおそれがある場合。 (避難勧告の検討が必要な状況)	避難指示(緊急)検討要	赤	既に土砂災害発生の基本値を超えている場合。 (避難指示(緊急)の検討が必要な状況)	<p>また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>6 避難勧告等のための情報提供</p> <p>○ [略]</p> <p>土砂災害警戒情報の補足情報</p> <table border="1" data-bbox="909 436 1410 1568"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>極めて危険【警戒レベル4相当】</td> <td>濃い紫</td> <td>すでに土砂災害警戒情報の基準に到達(避難指示(緊急)の検討が必要な場合)</td> </tr> <tr> <td>非常に危険【警戒レベル4相当】</td> <td>薄い紫</td> <td>2 時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想(避難勧告の検討が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td>警戒【警戒レベル3相当】</td> <td>赤</td> <td>2 時間先までに警戒基準に到達すると予想(避難準備・高齢者等避難開始の検討が必要)</td> </tr> <tr> <td>注意【警戒レベル2相当】</td> <td>黄</td> <td>2 時間先までに注意報基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td>今後の情報等に注意</td> <td>白</td> <td>=</td> </tr> </tbody> </table>	危険度	表示	状況	極めて危険【警戒レベル4相当】	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達(避難指示(緊急)の検討が必要な場合)	非常に危険【警戒レベル4相当】	薄い紫	2 時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想(避難勧告の検討が必要な状況)	警戒【警戒レベル3相当】	赤	2 時間先までに警戒基準に到達すると予想(避難準備・高齢者等避難開始の検討が必要)	注意【警戒レベル2相当】	黄	2 時間先までに注意報基準に到達すると予想	今後の情報等に注意	白	=
危険度	表示	状況及び行動の目安																														
避難準備・高齢者等避難開始検討要	黄	3 時間以内に土砂災害発生の基本値を超えるおそれがある場合。 (避難準備・高齢者等避難開始の検討が必要な状況)																														
避難勧告検討要	橙	2 時間以内に土砂災害発生の基本値を超えるおそれがある場合。 (避難勧告の検討が必要な状況)																														
避難指示(緊急)検討要	赤	既に土砂災害発生の基本値を超えている場合。 (避難指示(緊急)の検討が必要な状況)																														
危険度	表示	状況																														
極めて危険【警戒レベル4相当】	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達(避難指示(緊急)の検討が必要な場合)																														
非常に危険【警戒レベル4相当】	薄い紫	2 時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想(避難勧告の検討が必要な状況)																														
警戒【警戒レベル3相当】	赤	2 時間先までに警戒基準に到達すると予想(避難準備・高齢者等避難開始の検討が必要)																														
注意【警戒レベル2相当】	黄	2 時間先までに注意報基準に到達すると予想																														
今後の情報等に注意	白	=																														
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 表記の適正化</p> <p>○ 現状に合わせた修正</p>																															

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-78	<p style="text-align: center;"><b>第23節 事業継続対策計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1～3 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第23節 事業継続対策計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>市町村及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p>5 <u>市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u></p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 現状に合わせた修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-1</p> <p>1-3-6</p> <p>1-3-7</p> <p>1-3-12</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 節 活動体制計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 災害対策本部</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>指定職員配備（1号）体制、 本部の配備職員の範囲</p> <p>別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員</p> <p>指定職員配備（1号）体制、 広域支部及び地方支部の配備職員の範囲</p> <p>アからコまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもの並びに地方支部の別表第8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの</p> <p>(2) 組織</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 地方支部</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 本部長又は広域支部長若しくは地方支部長は、<u>通信途絶等により災害時に被災市町村からの情報収集が困難であると認めるときは、当該被災市町村に現地連絡員を2人以上派遣する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 節 活動体制計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 災害対策本部</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>指定職員配備（1号）体制、 本部の配備職員の範囲</p> <p>別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員</p> <p>指定職員配備（1号）体制、 広域支部及び地方支部の配備職員の範囲</p> <p>アからコまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもの並びに地方支部の別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの</p> <p>(2) 組織</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 地方支部</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 本部長又は広域支部長若しくは地方支部長は、<u>必要と認めるときは、被災市町村に現地連絡員を2人以上派遣する。</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 台風第19号の災害対応を踏まえた修正</p> <p>※現地連絡員は、「通信途絶等により災害時に被災市町村からの情報収集が困難であると認めるときに派遣する」とされているが、今回の台風第19号災害では各市町村の本部機能が喪失したり通信途絶したということがなかったことから、「情報収集が困難である」とまではいえず、現地連絡員派遣が遅くなる状況が生じた。</p> <p>以上から、もっと柔軟に積極的に派遣できるように、現地連絡員派遣の条件を見直すもの。</p> <p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																
<p>1-3-23</p> <p>1-3-24</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</b></p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p><b>ア 情報の種類</b></p> <table border="1" data-bbox="258 1429 842 2107"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">気象に関する情報</td> <td>気象情報</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報(備考1)</td> <td>大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	気象に関する情報	気象情報	[略]	記録的短時間大雨情報	[略]	土砂災害警戒情報(備考1)	大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共	<p style="text-align: center;"><b>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</b></p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p><b>ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供</b></p> <p><u>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</u></p> <p><u>「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</u></p> <p><u>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</u></p> <p><b>イ 情報の種類</b></p> <table border="1" data-bbox="873 1429 1453 2107"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">気象に関する情報</td> <td><u>早期注意情報(警報級の可能性)</u></td> <td><u>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1に相当</u></td> </tr> <tr> <td>気象情報</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	気象に関する情報	<u>早期注意情報(警報級の可能性)</u>	<u>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1に相当</u>	気象情報	[略]
種 類	内 容																	
気象に関する情報	気象情報	[略]																
	記録的短時間大雨情報	[略]																
	土砂災害警戒情報(備考1)	大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共																
種 類	内 容																	
気象に関する情報	<u>早期注意情報(警報級の可能性)</u>	<u>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1に相当</u>																
	気象情報	[略]																

	同で発表する。
竜巻注意情報	[略]

備考1 [略]

1-3-25

イ 注意報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気象注意報	[略]	[略]
高潮注意報		台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等資料編 3-2-2〕

1-3-26

報	
記録的短時間大雨情報	[略]
土砂災害警戒情報(備考1)	大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u>
竜巻注意情報	[略]

備考1 [略]

ウ 注意報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気象注意報	[略]	[略]
高潮注意報		台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 <u>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</u> <u>高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u> 〔気象警報発表基準等資料編 3-2-2〕

1-3-27	波浪注意報	[略]	波浪注意報	[略]	
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等資料編 3-2-2〕	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当</u> 〔気象警報発表基準等資料編 3-2-2〕	
	[略]	[略]	[略]	[略]	
	備考 1～4 [略]		備考 1～4 [略]		
<b>ウ 警報の種類と発表基準</b>					
種 類		発 表 基 準	種 類		
気象警報	[略]	[略]	気象警報	[略]	
	大雨警報(備考 2)	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等資料編 3-2-2〕		大雨警報(備考 2)	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当</u> 〔気象警報発表基準等資料編 3-2-2〕
	[略]	[略]		[略]	[略]
高潮警報		台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等資料編 3-2-2〕	高潮警報		
[略]		[略]	[略]		
1-3-28	洪水警報(備考 3)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達すること	洪水警報(備考 3)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達すること	



	が予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕
[略]	[略]

備考1～6 [略]

備考7 警報の危険度分布等の概要は次のとおりである。

種類	概要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で <u>5km</u> 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新している。 <u>大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害によって命が脅かされる危険性が認められる土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」）に「警戒」（赤色）が出現した場合は、当該領域に「避難準備・高齢者避難開始」、さらに、土砂災害警戒情報等が発表され、「土砂災害警戒区域等」に「非常に危険」（薄い紫色）が出現した場合は、当該領域に「避難勧告」を発令することが基本となる。</u>
[略]	[略]

	が予想される場合 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当</u> 〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕
[略]	[略]

備考1～6 [略]

備考7 警報の危険度分布等の概要は次のとおりである。

種類	概要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で <u>1km</u> 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、 <u>大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u> ○ 「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当 ○ 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当 ○ 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当
[略]	[略]

洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p><u>河川の水位が水防団待機水位を越えている場合は、該当領域に「警戒」（赤色）が出現した時点で「避難準備・高齢者避難開始」、氾濫注意水位を越えている場合は、該当領域に「非常に危険」（薄い紫色）が出現した時点で「避難勧告」を発令することが基本となる。</u></p>
[略]	[略]

洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>○ 「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当</p> <p>○ 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当</p> <p>○ 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当</p>
[略]	[略]

**エ 特別警報の種類と発表基準**

種類	発表基準
[略]	[略]
気象特別警報	<p>大雨特別警報（備考 2）</p> <p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</p>

**オ 特別警報の種類と発表基準**

種類	発表基準
[略]	[略]
気象特別警報	<p>大雨特別警報（備考 2）</p> <p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</p> <p><u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るた</u></p>



報等を発表する。

種類	内容
[略]	[略]
管内地震活動図及び週間地震概況	月毎又は週毎に発表される地震活動状況等に関する資料

### カ 津波警報等の種類

#### (ア) 津波警報等の種類と内容

- 津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を発表する。
- 大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		[略]	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	[略]	[略]	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	[略]	[略]	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波によ

報等を発表する。

種類	内容
[略]	[略]
月間地震概況及び週間地震概況	月毎及び週毎に発表される地震活動状況等に関する資料

### キ 津波警報等の種類

#### (ア) 津波警報等の種類と内容

- 津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を発表する。
- 大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		[略]	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	[略]	[略]	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	[略]	[略]	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波によ

1-3-32

				る流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。				る流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。			
	津波注意報	[略]	[略]	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。		津波注意報	[略]	[略]	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
1-3-35	キ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容 [略]				ク 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容 [略]						
1-3-36	ク その他 (消防法に基づくもの) [略] (水防法に基づくもの) [略] (水防法及び気象業務法に基づくもの) (ア) [略]				ケ その他 (消防法に基づくもの) [略] (水防法に基づくもの) [略] (水防法及び気象業務法に基づくもの) (ア) [略]						
1-3-37	(イ) 指定河川洪水予報				(イ) 指定河川洪水予報						
		<u>予報の 標 題 (種 類)</u>	<u>予報の基準</u>	<u>危険 度 レベ ル</u>			<u>標 題 (種 類)</u>	<u>概要</u>			
	北上川上流洪水予報、	氾濫注意情報(洪水注	<u>基準地点の水位が、 氾濫注意水位に達し、 さらに水位の上昇が見 込まれるとき</u>	2	北上川上流洪水予	氾濫注意情報(洪水注意報)	<u>氾濫注意水位に到達し更 に水位の上昇が見込まれる とき、氾濫注意水位以上でか つ避難判断水位未満の状態 が継続しているとき、避難判 断水位に達したが水位の上</u>				





1-3-51		医療政策室	[略]		育て支援室	
	商工労働観光部	[略]			[略]	
		観光課	[略]		観光・プロモーション室	[略]
	農林水産部	[略]			[略]	
	県土整備部	県土整備企画室	空港事務所班	[略]	県土整備企画室 (花巻空港事務所)	[略]
	[略]			[略]		
	<p>第3 実施要領</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 災害情報の報告要領</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 報告の系統</p> <p>○ [略]</p>					
1-3-59	報告区分別系統図					
1-3-60	<p>様式4中「子ども子育て支援課」</p> <p>様式D、7中「観光課」</p> <p>様式9</p>					
1-3-65	様式H、19、H、20中「政策推進室」					
	様式I中「政策推進室」					
1-3-66	様式J、25中「政策推進室」					
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 組織改編に伴う修正</p> <p>○ 現状に合わせた修正</p>					

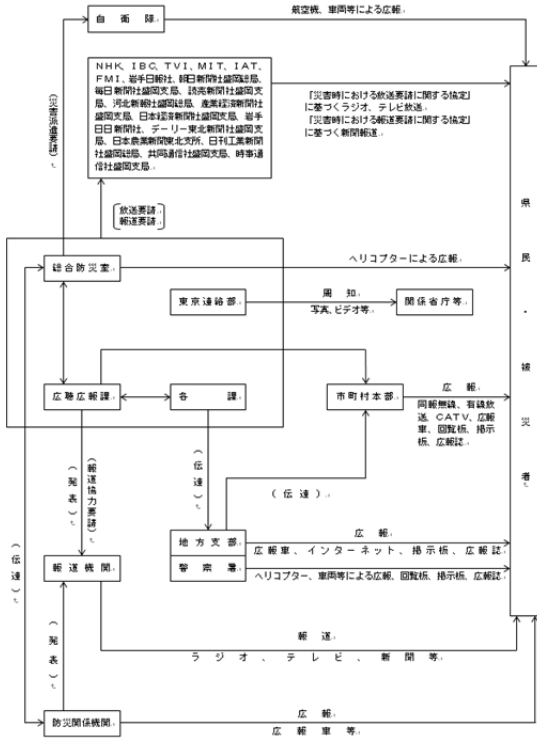


頁	現 計 画	修 正 案																																										
	<b>第5節 広報広聴計画</b>	<b>第5節 広報広聴計画</b>																																										
1-3-68	第1 [略] 第2 [略]	第1 [略] 第2 [略]																																										
1-3-71	[県本部の担当]	[県本部の担当]																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>秘書広 報部</td> <td>広聴広 報課</td> <td>総務班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>政策地 域部</td> <td>政策推 進室</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支 部班	担当内容	[略]	[略]			秘書広 報部	広聴広 報課	総務班	[略]	政策地 域部	政策推 進室	[略]		[略]				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">政策企 画部</td> <td>政策企 画課</td> <td rowspan="2">総務班</td> <td>所管業務に係る広 報資料の収集、作 成整理</td> </tr> <tr> <td>広聴広 報課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ふるさ と振興 部</td> <td>ふるさ と振興 企画室</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支 部班	担当内容	[略]	[略]			政策企 画部	政策企 画課	総務班	所管業務に係る広 報資料の収集、作 成整理	広聴広 報課	[略]	ふるさ と振興 部	ふるさ と振興 企画室	[略]		[略]			
部	課等	地方支 部班	担当内容																																									
[略]	[略]																																											
秘書広 報部	広聴広 報課	総務班	[略]																																									
政策地 域部	政策推 進室	[略]																																										
[略]																																												
部	課等	地方支 部班	担当内容																																									
[略]	[略]																																											
政策企 画部	政策企 画課	総務班	所管業務に係る広 報資料の収集、作 成整理																																									
	広聴広 報課		[略]																																									
ふるさ と振興 部	ふるさ と振興 企画室	[略]																																										
[略]																																												
1-3-72	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>公安部</td> <td>県民課</td> <td>警察署 班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管業務に係る広報資料の収集、作成、整理</li> <li>2 人的被害等に関する報道発表等の報道機関への対応</li> <li>3 被災地における広報</li> <li>4 被災者の生活相談、苦情の受付</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	公安部	県民課	警察署 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管業務に係る広報資料の収集、作成、整理</li> <li>2 人的被害等に関する報道発表等の報道機関への対応</li> <li>3 被災地における広報</li> <li>4 被災者の生活相談、苦情の受付</li> </ol>	[略]				<table border="1"> <tbody> <tr> <td>公安部</td> <td>県民課</td> <td>警察署 班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管業務に係る広報資料の収集、作成、整理</li> <li>2 人的被害等に関する県への情報提供</li> <li>3 被災地における広報</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	公安部	県民課	警察署 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管業務に係る広報資料の収集、作成、整理</li> <li>2 人的被害等に関する県への情報提供</li> <li>3 被災地における広報</li> </ol>	[略]																													
公安部	県民課	警察署 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管業務に係る広報資料の収集、作成、整理</li> <li>2 人的被害等に関する報道発表等の報道機関への対応</li> <li>3 被災地における広報</li> <li>4 被災者の生活相談、苦情の受付</li> </ol>																																									
[略]																																												
公安部	県民課	警察署 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管業務に係る広報資料の収集、作成、整理</li> <li>2 人的被害等に関する県への情報提供</li> <li>3 被災地における広報</li> </ol>																																									
[略]																																												
	<b>第3 実施要領</b> <b>1 広報活動</b> (1)～(4) [略]	<b>第3 実施要領</b> <b>1 広報活動</b> (1)～(4) [略]																																										

1-3-74

(5) 災害広報実施系統

[略]



2 [略]

1-3-75

3 公安部の広報広聴活動

- 公安部長は、被災地における人心安定及び犯罪予防の観点から、次の広報活動を行う。

- ア 被害状況
- イ 地域の治安及び安全確保に関する情報
- ウ 行方不明者、避難者等の所在確認に関する情報
- エ 災害警備活動等の実施状況
- オ 二次災害の予防に関する情報
- カ その他広報が必要と認められる情報

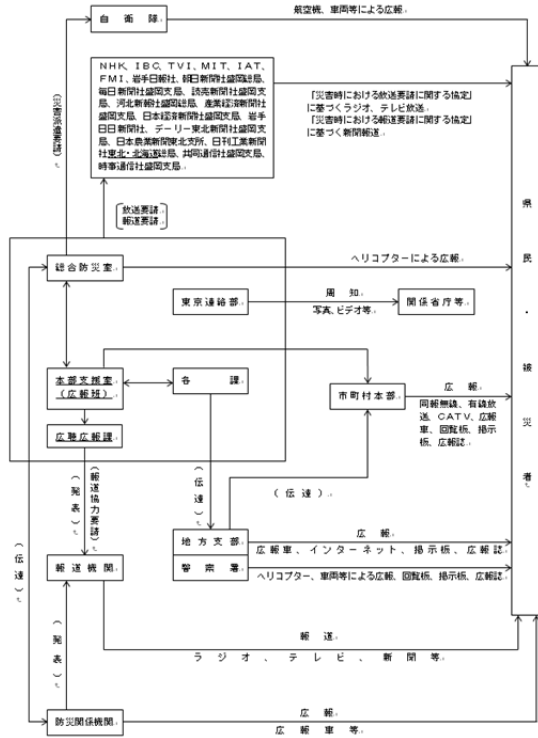
- 公安部長は、警察本部及び警察署に相談窓口を設置し、被災者の相談、要望、苦情等を聴取し、その早期解決に努める。

修正理由

- 現状に合わせた修正

(5) 災害広報実施系統

[略]



2 [略]

3 公安部の広報広聴活動

- 公安部長は、被災地における人心安定及び犯罪予防の観点から、次の広報活動を行う。

- ア 地域の治安及び安全確保に関する情報
- イ 災害警備活動等の実施状況
- ウ 二次災害の予防に関する情報
- エ その他広報が必要と認められる情報

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-3-77	<p align="center"><b>第6節 交通確保・輸送計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ヤマト運輸(株)盛岡支店</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	ヤマト運輸(株)盛岡支店		[略]		<p align="center"><b>第6節 交通確保・輸送計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ヤマト運輸(株)岩手主管支店</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	ヤマト運輸(株)岩手主管支店		[略]					
実施機関	担当業務																									
[略]	[略]																									
[略]	[略]																									
ヤマト運輸(株)盛岡支店																										
[略]																										
実施機関	担当業務																									
[略]	[略]																									
[略]	[略]																									
ヤマト運輸(株)岩手主管支店																										
[略]																										
1-3-78	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>政策地域部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	担当業務	[略]	[略]	[略]	政策地域部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ふるさと振興部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	担当業務	[略]	[略]	[略]	ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
部	課等	担当業務																								
[略]	[略]	[略]																								
政策地域部	[略]	[略]																								
[略]	[略]	[略]																								
部	課等	担当業務																								
[略]	[略]	[略]																								
ふるさと振興部	[略]	[略]																								
[略]	[略]	[略]																								
1-3-84	<p>第3 [略]</p> <p>第4 緊急輸送</p> <p>1 [略]</p> <p>2 陸上輸送</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 県本部における自動車による輸送</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 運送事業者の保有する自動車の調達</p> <p>○ 総務部長は、運送事業者が保有する自動車による輸送が必要と認められる場合は、<u>政策地域部長</u>又は商工労働観光部長に連絡し、その確保を図る。</p> <p>○ <u>政策地域部長</u>及び商工労働観光部長は、総務部長から連絡を受けた場合は、それぞれ(公社)岩手県バス協会会長又は(公社)岩手県トラック協会会長及び赤帽岩手県軽自動車運送協同組合代表理事に、自動車の供給を要請し、必要に応じて、東北運輸局長と協議の上、道路運送法第84条に基づく措置を要請し、その確保を図る。</p> <p>○ 地方支部長は、災害応急対策の遂行上、自動車が必要な場合は、原則として、当該地方支部において直接確保する。ただし、必要数が確保できない場合は、<u>政策地域部長</u>又は商工労働観光部長に連絡し、その確保を図る。</p> <p>ウ 事前準備</p> <p>○ 総務部管財課総括課長、<u>政策地域部</u>交通政策</p>	<p>第3 [略]</p> <p>第4 緊急輸送</p> <p>1 [略]</p> <p>2 陸上輸送</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 県本部における自動車による輸送</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 運送事業者の保有する自動車の調達</p> <p>○ 総務部長は、運送事業者が保有する自動車による輸送が必要と認められる場合は、<u>ふるさと振興部長</u>又は商工労働観光部長に連絡し、その確保を図る。</p> <p>○ <u>ふるさと振興部長</u>及び商工労働観光部長は、総務部長から連絡を受けた場合は、それぞれ(公社)岩手県バス協会会長又は(公社)岩手県トラック協会会長及び赤帽岩手県軽自動車運送協同組合代表理事に、自動車の供給を要請し、必要に応じて、東北運輸局長と協議の上、道路運送法第84条に基づく措置を要請し、その確保を図る。</p> <p>○ 地方支部長は、災害応急対策の遂行上、自動車が必要な場合は、原則として、当該地方支部において直接確保する。ただし、必要数が確保できない場合は、<u>ふるさと振興部長</u>又は商工労働観光部長に連絡し、その確保を図る。</p> <p>ウ 事前準備</p> <p>○ 総務部管財課総括課長、<u>ふるさと振興部</u>交通</p>																								

1-3-85	<p>室長、商工労働観光部商工企画室長、産業経済交流課総括課長及び地方支部長は、公用車の集中管理又は民間等の自動車の調達等について、この計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制整備を図る。</p> <p>(4) 県本部の鉄道輸送等</p> <p>○ 県本部において、鉄道輸送（地方支部から発送する場合を除く。）を行う場合は、<u>政策地域部</u>交通政策室長を通じて行う。</p> <p>○ 各課長は、鉄道輸送を行う場合は、次の事項を明示して、<u>政策地域部</u>交通政策室長に申し込む。</p> <p>[略]</p> <p>○ <u>政策地域部長</u>は、東日本旅客鉄道（株）盛岡支社長、日本貨物鉄道（株）東北支社長、三陸鉄道（株）社長又は IGR いわて銀河鉄道（株）社長に鉄道輸送を要請し、その協力を得る。</p> <p>(5) [略]</p>	<p>政策室長、商工労働観光部商工企画室長、産業経済交流課総括課長及び地方支部長は、公用車の集中管理又は民間等の自動車の調達等について、この計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制整備を図る。</p> <p>(4) 県本部の鉄道輸送等</p> <p>○ 県本部において、鉄道輸送（地方支部から発送する場合を除く。）を行う場合は、<u>ふるさと振興部</u>交通政策室長を通じて行う。</p> <p>○ 各課長は、鉄道輸送を行う場合は、次の事項を明示して、<u>ふるさと振興部</u>交通政策室長に申し込む。</p> <p>[略]</p> <p>○ <u>ふるさと振興部長</u>は、東日本旅客鉄道（株）盛岡支社長、日本貨物鉄道（株）東北支社長、三陸鉄道（株）社長又は IGR いわて銀河鉄道（株）社長に鉄道輸送を要請し、その協力を得る。</p> <p>(5) [略]</p>
修正理由	<p>○ 組織改編に伴う修正</p> <p>○ 現状に合わせた修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																								
	<b>第8節 消防活動計画</b>	<b>第8節 消防活動計画</b>																								
1-3-93	第1、2 [略]	第1、2 [略]																								
	第3 実施要領	第3 実施要領																								
	1 [略]	1 [略]																								
	2 消防機関の長の措置	2 消防機関の長の措置																								
	(1) ~ (3) [略]	(1) ~ (3) [略]																								
1-3-95	(4) 避難対策活動	(4) 避難対策活動																								
	○ 消防機関の長は、あらかじめ、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。	○ 消防機関の長は、あらかじめ、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、 <u>災害発生情報</u> の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。																								
	○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。	○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、 <u>災害発生情報</u> の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。																								
	○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。	○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、 <u>災害発生情報</u> の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。																								
	○ [略]	○ [略]																								
	○ [略]	○ [略]																								
	(5)、(6) [略]	(5)、(6) [略]																								
1-3-96	3 緊急消防援助隊	3 緊急消防援助隊																								
	○ [略]	○ [略]																								
	○ 消防庁への連絡先は次のとおりである。	○ 消防庁への連絡先は次のとおりである。																								
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平日（9：30～18：15） 〔消防庁応急対策室〕</td> <td>左記以外〔消防庁宿直室〕</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>消防防災無線 ※マイク クロ電話</td> <td>[略]</td> <td>TEL <u>(7-)90-49102</u> FAX (7-)90-49036</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信 ネットワーク</td> <td>[略]</td> <td>TEL <u>(9-20-)048-500-90-49102</u> FAX (9-20-)048-500-90-49036</td> </tr> </table>		平日（9：30～18：15） 〔消防庁応急対策室〕	左記以外〔消防庁宿直室〕	[略]	[略]	[略]	消防防災無線 ※マイク クロ電話	[略]	TEL <u>(7-)90-49102</u> FAX (7-)90-49036	地域衛星通信 ネットワーク	[略]	TEL <u>(9-20-)048-500-90-49102</u> FAX (9-20-)048-500-90-49036	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平日（9：30～18：15） 〔消防庁応急対策室〕</td> <td>左記以外〔消防庁宿直室〕</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>消防防災無線 ※マイク クロ電話</td> <td>[略]</td> <td>TEL <u>(7-)90-49016</u> FAX (7-)90-49036</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信 ネットワーク</td> <td>[略]</td> <td>TEL <u>(9-20-)048-500-90-49016</u> FAX (9-20-)048-500-90-49036</td> </tr> </table>		平日（9：30～18：15） 〔消防庁応急対策室〕	左記以外〔消防庁宿直室〕	[略]	[略]	[略]	消防防災無線 ※マイク クロ電話	[略]	TEL <u>(7-)90-49016</u> FAX (7-)90-49036	地域衛星通信 ネットワーク	[略]	TEL <u>(9-20-)048-500-90-49016</u> FAX (9-20-)048-500-90-49036
	平日（9：30～18：15） 〔消防庁応急対策室〕	左記以外〔消防庁宿直室〕																								
[略]	[略]	[略]																								
消防防災無線 ※マイク クロ電話	[略]	TEL <u>(7-)90-49102</u> FAX (7-)90-49036																								
地域衛星通信 ネットワーク	[略]	TEL <u>(9-20-)048-500-90-49102</u> FAX (9-20-)048-500-90-49036																								
	平日（9：30～18：15） 〔消防庁応急対策室〕	左記以外〔消防庁宿直室〕																								
[略]	[略]	[略]																								
消防防災無線 ※マイク クロ電話	[略]	TEL <u>(7-)90-49016</u> FAX (7-)90-49036																								
地域衛星通信 ネットワーク	[略]	TEL <u>(9-20-)048-500-90-49016</u> FAX (9-20-)048-500-90-49036																								
	○ [略]	○ [略]																								
1-3-97	緊急消防援助隊の出勤	緊急消防援助隊の出勤																								

	<p style="text-align: center;">緊急消防援助隊</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指揮支援部隊</li> <li>・統合機動部隊</li> <li>・エネルギー・産業基盤災害即応部隊</li> <li>・都道府県大隊指揮隊</li> <li>・消火小隊</li> <li>・救助小隊</li> <li>・救急小隊</li> <li>・後方支援小隊</li> <li>・通信支援小隊</li> <li>・特殊災害小隊</li> <li>・特殊装備小隊</li> <li>・航空小隊</li> <li>・水上小隊</li> </ul> <p>4 [略]</p>	<p style="text-align: center;">緊急消防援助隊</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指揮支援隊</li> <li>・<u>航空指揮支援隊</u></li> <li>・統合機動部隊</li> <li>・エネルギー・産業基盤災害即応部隊</li> <li>・<u>NBC災害即応部隊</u></li> <li>・<u>土砂・風水害機動支援部隊</u></li> <li>・都道府県大隊指揮隊</li> <li>・消火小隊</li> <li>・救助小隊</li> <li>・救急小隊</li> <li>・後方支援小隊</li> <li>・通信支援小隊</li> <li>・特殊災害小隊</li> <li>・特殊装備小隊</li> <li>・航空小隊</li> <li>・<u>航空後方支援小隊</u></li> <li>・水上小隊</li> </ul> <p>4 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 法令等の改正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																																												
1-3-100	<p align="center"><b>第10節 県、市町村等応援協力計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関</p> <table border="1" data-bbox="272 349 842 891"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>応援の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局</td> <td>東北地方における国 土交通省所管公共施 設の災害時の相互応 援に関する申合せに 基づく応援</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ヤマト運輸(株)盛岡 支店 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p>	実施機関	応援の内容	[略]	[略]	東北地方整備局	東北地方における国 土交通省所管公共施 設の災害時の相互応 援に関する申合せに 基づく応援	[略]	[略]	ヤマト運輸(株)盛岡 支店 [略]	[略]	<p align="center"><b>第10節 県、市町村等応援協力計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関</p> <table border="1" data-bbox="874 349 1444 891"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>応援の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局</td> <td>東北地方における災 害等の相互応援に関 する協定に基づく応 援</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ヤマト運輸(株)岩手 主管支店 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p>	実施機関	応援の内容	[略]	[略]	東北地方整備局	東北地方における災 害等の相互応援に関 する協定に基づく応 援	[略]	[略]	ヤマト運輸(株)岩手 主管支店 [略]	[略]																																								
実施機関	応援の内容																																																													
[略]	[略]																																																													
東北地方整備局	東北地方における国 土交通省所管公共施 設の災害時の相互応 援に関する申合せに 基づく応援																																																													
[略]	[略]																																																													
ヤマト運輸(株)盛岡 支店 [略]	[略]																																																													
実施機関	応援の内容																																																													
[略]	[略]																																																													
東北地方整備局	東北地方における災 害等の相互応援に関 する協定に基づく応 援																																																													
[略]	[略]																																																													
ヤマト運輸(株)岩手 主管支店 [略]	[略]																																																													
1-3-101	<table border="1" data-bbox="272 943 842 1760"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>秘書広報 部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">政策地域 部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境生活 部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県民くらしの安全 課</td> <td>[略]</td> <td>1 [略] 2 埋葬 用品等の 調達に係 る葬祭業 協同組合 に対する あっせん 要請</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p>	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	秘書広報 部	[略]	[略]	[略]	政策地域 部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	環境生活 部	[略]	[略]	[略]	県民くらしの安全 課	[略]	1 [略] 2 埋葬 用品等の 調達に係 る葬祭業 協同組合 に対する あっせん 要請	<table border="1" data-bbox="874 943 1444 1895"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>政策企画 部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ふるさと 振興部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境生活 部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県民くらしの安全 課</td> <td>[略]</td> <td>1 [略] 2 埋葬 用品の調 達に係る 葬祭業協 同組合及 び全日本 冠婚葬祭 互助協会 に対する あっせん 要請</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p>	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	政策企画 部	[略]	[略]	[略]	ふるさと 振興部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	環境生活 部	[略]	[略]	[略]	県民くらしの安全 課	[略]	1 [略] 2 埋葬 用品の調 達に係る 葬祭業協 同組合及 び全日本 冠婚葬祭 互助協会 に対する あっせん 要請
部	課等	地方支 部班	担当業務																																																											
[略]	[略]	[略]	[略]																																																											
秘書広報 部	[略]	[略]	[略]																																																											
政策地域 部	[略]	[略]	[略]																																																											
	[略]	[略]	[略]																																																											
[略]	[略]	[略]	[略]																																																											
環境生活 部	[略]	[略]	[略]																																																											
	県民くらしの安全 課	[略]	1 [略] 2 埋葬 用品等の 調達に係 る葬祭業 協同組合 に対する あっせん 要請																																																											
部	課等	地方支 部班	担当業務																																																											
[略]	[略]	[略]	[略]																																																											
政策企画 部	[略]	[略]	[略]																																																											
ふるさと 振興部	[略]	[略]	[略]																																																											
	[略]	[略]	[略]																																																											
[略]	[略]	[略]	[略]																																																											
環境生活 部	[略]	[略]	[略]																																																											
	県民くらしの安全 課	[略]	1 [略] 2 埋葬 用品の調 達に係る 葬祭業協 同組合及 び全日本 冠婚葬祭 互助協会 に対する あっせん 要請																																																											
修正 理由	<p>○ 現状に合わせた修正</p> <p>○ 組織改編に伴う修正</p>																																																													

頁	現 計 画	修 正 案																														
<p>1-3-110</p> <p>1-3-112</p>	<p style="text-align: center;"><b>第11節 自衛隊災害派遣要請計画</b></p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害派遣命令者</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="296 483 847 893"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">指定部隊等の長</th> <th colspan="2">連絡先</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間（休日を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊</td> <td>岩手駐屯地司令</td> <td>第9特科連隊第3科 [略]235</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>4 災害派遣の要請手続</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 自衛隊の能力</p> <p>○ 陸上自衛隊第9特科連隊の主要装備等は、資料編3-11-1のとおりである。</p> <p>(3) [略]</p> <p>[要請系統]</p> <table border="1" data-bbox="272 1303 603 1469"> <tr> <td style="text-align: center;">陸 上 自 衛 隊 岩 手 駐 屯 地 司 令 ( 第 9 特 第 3 科 )</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	区分	指定部隊等の長	連絡先		昼間	夜間（休日を含む。）	陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	第9特科連隊第3科 [略]235	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	陸 上 自 衛 隊 岩 手 駐 屯 地 司 令 ( 第 9 特 第 3 科 )	<p style="text-align: center;"><b>第11節 自衛隊災害派遣要請計画</b></p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害派遣命令者</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="900 483 1450 893"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">指定部隊等の長</th> <th colspan="2">連絡先</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間（休日を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊</td> <td>岩手駐屯地司令</td> <td>東北方面特科連隊第3科 [略]230</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>4 災害派遣の要請手続</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 自衛隊の能力</p> <p>○ 陸上自衛隊東北方面特科連隊の主要装備等は、資料編3-11-1のとおりである。</p> <p>(3) [略]</p> <p>[要請系統]</p> <table border="1" data-bbox="876 1303 1206 1469"> <tr> <td style="text-align: center;">陸 上 自 衛 隊 岩 手 駐 屯 地 司 令 ( 東 北 方 面 特 科 連 隊 第 3 科 )</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	区分	指定部隊等の長	連絡先		昼間	夜間（休日を含む。）	陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第3科 [略]230	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	陸 上 自 衛 隊 岩 手 駐 屯 地 司 令 ( 東 北 方 面 特 科 連 隊 第 3 科 )
区分	指定部隊等の長			連絡先																												
		昼間	夜間（休日を含む。）																													
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	第9特科連隊第3科 [略]235	[略]																													
[略]	[略]	[略]	[略]																													
陸 上 自 衛 隊 岩 手 駐 屯 地 司 令 ( 第 9 特 第 3 科 )																																
区分	指定部隊等の長	連絡先																														
		昼間	夜間（休日を含む。）																													
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第3科 [略]230	[略]																													
[略]	[略]	[略]	[略]																													
陸 上 自 衛 隊 岩 手 駐 屯 地 司 令 ( 東 北 方 面 特 科 連 隊 第 3 科 )																																
<p>修正理由</p>	<p>○ 名称等の変更</p>																															



頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-115</p> <p>1-3-117</p>	<p style="text-align: center;"><b>第12節 防災ボランティア活動計画</b></p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災ボランティアの受入れ</p> <p>○ 県本部長及び市町村本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体、NPO団体等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第12節 防災ボランティア活動計画</b></p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災ボランティアの受入れ</p> <p>○ 県本部長及び市町村本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p><b>第15節 避難・救出計画</b></p>	<p><b>第15節 避難・救出計画</b></p>
1-3-125	第1、2 [略]	第1、2 [略]
	第3 実施要領	第3 実施要領
	1 避難勧告等	1 避難勧告等
1-3-127	(1) 避難勧告等の実施及び報告	(1) 避難勧告等の実施及び報告
	○ [略]	○ [略]
	○ [略]	○ <u>国土交通省、気象庁及び県は、避難勧告等の</u>
	○ 県は、「風水害対策支援チーム」で検討した、	<u>発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベ</u>
	避難勧告等発令を判断するための情報や助言	<u>ルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レ</u>
	内容等について、市町村長等へ伝達する。	<u>ベル相当情報として区分し、住民の自発的な避</u>
	○ [略]	<u>難判断等を促すものとする。</u>
	○ [略]	○ [略]
	○ 県は、「風水害対策支援チーム」で検討した、	○ 県は、「風水害対策支援チーム」で検討した、
	避難勧告等発令を判断するための情報や助言	避難勧告等発令を判断するための情報や助言
	内容等について、市町村長等へ伝達する。	内容等について、市町村長等へ伝達する。
	(2) [略]	○ <u>市町村は県からの伝達を踏まえ、できるだけ</u>
	(3) 避難勧告等の周知	<u>早期の避難勧告等、特に避難指示（緊急）の発</u>
	ア 地域住民等への周知	<u>令と日中の避難完了に努める。</u>
	○ [略]	(2) [略]
	○ [略]	(3) 避難勧告等の周知
1-3-128	ア 地域住民等への周知	ア 地域住民等への周知
	○ [略]	○ [略]
	○ [略]	○ <u>市町村は、危険の切迫性に応じて避難勧告等</u>
	○ [略]	<u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を</u>
	イ [略]	<u>明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レ</u>
	(4)～(8) [略]	<u>ベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに</u>
	2～4 [略]	<u>対応したとるべき避難行動がわかるように伝</u>
	5 指定避難所の設置、運営	<u>達することなどにより、住民の積極的な避難行</u>
	(1) 指定避難所の設置	<u>動の喚起に努めるものとする。</u>
	○ [略]	○ [略]
	○ 市町村本部長は、福祉避難所の円滑な設置、	○ [略]
	運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努	○ <u>市町村本部長は、福祉避難所の円滑な設置、</u>
	める。	<u>運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努</u>
	○ [略]	<u>める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以</u>
	○ 市町村本部長は、福祉避難所の円滑な設置、	<u>外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を</u>
	運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努	<u>実質的に福祉避難所として開設するよう努め</u>
	める。	<u>るものとする。</u>
	○ [略]	○ [略]
	○ 市町村本部長は、福祉避難所の円滑な設置、	○ [略]
	運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努	○ <u>市町村本部長は、福祉避難所の円滑な設置、</u>
	める。	<u>運営など、要配慮者に配慮して、被災地以</u>
	○ [略]	<u>外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を</u>
	○ 市町村本部長は、福祉避難所の円滑な設置、	<u>実質的に福祉避難所として開設するよう努め</u>
	運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努	<u>るものとする。</u>
	める。	○ [略]

<p>1-3-134</p>	<p>○ [略] (2) ~ (4) [略] 6、7 [略] 8 広域一時滞在 (1) 県内広域一時滞在</p>	<p>○ [略] (2) ~ (4) [略] 6、7 [略] 8 広域一時滞在 (1) 県内広域一時滞在</p>																								
<p>1-3-135</p>	<p>○ [略] ○ 協議先市町村長は、受け入れる被災者の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。</p>	<p>○ [略] ○ 協議先市町村長は、受け入れる被災住民の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。</p>																								
	<p>○ [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="272 853 831 846"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策地域部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	政策地域部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>○ [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="863 853 1437 846"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるさと振興部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
部	課	地方支部班	担当業務																							
政策地域部	[略]	[略]	[略]																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
部	課	地方支部班	担当業務																							
ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
<p>1-3-137</p>	<p>(2) 県外広域一時滞在 ○ [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="272 987 831 1205"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策地域部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	政策地域部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>(2) 県外広域一時滞在 ○ [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="863 987 1437 1205"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるさと振興部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
部	課	地方支部班	担当業務																							
政策地域部	[略]	[略]	[略]																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
部	課	地方支部班	担当業務																							
ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
<p>1-3-138</p>	<p>(3) 他都道府県広域一時滞在 ○ [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="272 1346 831 1570"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策地域部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	部	課	地方支部班	担当業務	政策地域部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>(3) 他都道府県広域一時滞在 ○ [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="863 1346 1437 1570"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるさと振興部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	部	課	地方支部班	担当業務	ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
部	課	地方支部班	担当業務																							
政策地域部	[略]	[略]	[略]																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
部	課	地方支部班	担当業務																							
ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正 ○ 組織改編に伴う修正 ○ 台風第 19 号の災害対応を踏まえた修正 ※台風第 19 号が本県に最接近する前に、県は風水害対策支援チームの助言内容（日中の避難完了）を市町村に対し、伝達していたが、実際には台風第 19 号では多くの人が夜間に避難していたこと また、市町村は様々な情報に基づき避難指示（緊急）を発令するため、何をトリガーに避難指示（緊急）を発令するべきか判断に迷うことがあること 以上のことを踏まえ、修正するもの。</p>																									

頁	現 計 画	修 正 案																																																		
<p>1-3-140</p> <p>1-3-141</p> <p>1-3-142</p>	<p style="text-align: center;"><b>第16節 医療・保健計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p>2～9 [略]</p> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b></p> <table border="1" data-bbox="300 887 847 981"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="272 1249 847 1572"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健福祉部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療政策室</td> <td>保健医療班</td> <td>1～4 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第3 初動医療体制</b></p> <p><b>1 岩手DMATの派遣等</b></p> <p>○ 岩手DMATは、岩手DMAT運営要綱の規定に基づく県本部長の要請に応じて、あらかじめ指定された医療機関（以下、「指定病院」という。）の長が派遣する。</p>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	保健福祉部	[略]	[略]	[略]	医療政策室	保健医療班	1～4 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;"><b>第16節 医療・保健計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p>県は、岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン</u>は、<u>県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u></p> <p>2～9 [略]</p> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b></p> <table border="1" data-bbox="901 887 1449 1164"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>(一社)岩手県歯科衛生士会</u></td> <td><u>避難所等における口腔ケア及び歯科医師の補助</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="874 1249 1449 1666"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健福祉部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療政策室</td> <td>保健医療班</td> <td>1～4 [略] 5 <u>災害医療支援ネットワークの会議開催</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第3 初動医療体制</b></p> <p><b>1 岩手DMATの派遣等</b></p> <p>○ 岩手DMATは、岩手DMAT運営要綱の規定に基づく県本部長の要請に応じて、あらかじめ指定された医療機関（以下、「指定病院」という。）の長が派遣する。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u></p>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	<u>(一社)岩手県歯科衛生士会</u>	<u>避難所等における口腔ケア及び歯科医師の補助</u>	[略]	[略]	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	保健福祉部	[略]	[略]	[略]	医療政策室	保健医療班	1～4 [略] 5 <u>災害医療支援ネットワークの会議開催</u>	[略]	[略]	[略]	[略]
実施機関	担当業務																																																			
[略]	[略]																																																			
部	課	地方支部班	担当業務																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]																																																	
保健福祉部	[略]	[略]	[略]																																																	
	医療政策室	保健医療班	1～4 [略]																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]																																																	
実施機関	担当業務																																																			
[略]	[略]																																																			
<u>(一社)岩手県歯科衛生士会</u>	<u>避難所等における口腔ケア及び歯科医師の補助</u>																																																			
[略]	[略]																																																			
部	課	地方支部班	担当業務																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]																																																	
保健福祉部	[略]	[略]	[略]																																																	
	医療政策室	保健医療班	1～4 [略] 5 <u>災害医療支援ネットワークの会議開催</u>																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]																																																	

○ 指定病院並びに編成及び登録された岩手DMATは、次のとおりである。

区分	指定病院	D M A T数	編成基準
県	県立中央病院	6チーム	医師 1名以上 看護師 2名 業務調整員 1名 計4名
	県立中部病院	4チーム	
	県立胆沢病院	5チーム	
	県立磐井病院	2チーム	
	県立大船渡病院	3チーム	
	県立釜石病院	2チーム	
	県立宮古病院	2チーム	
	県立久慈病院	3チーム	
	県立二戸病院	1チーム	
	学校法人 岩手医科大学	岩手医科大学 附属病院	
日本赤十字社 岩手県支部	盛岡赤十字病院	4チーム	

2、3 [略]

4 岩手DMAT及び医療救護班の活動

(1) [略]

(2) 医療救護班の活動

○ [略]

※ 災害医療コーディネーターとは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱された者をいう。

○ 指定病院並びに編成及び登録された岩手DMATは、次のとおりである。

区分	指定病院	D M A T数	編成基準	
県	県立中央病院	7チーム	医師 1名以上 看護師 2名 業務調整員 1名 計4名	
	県立中部病院	3チーム		
	県立胆沢病院	5チーム		
	県立磐井病院	2チーム		
	県立大船渡病院	3チーム		
	県立釜石病院	2チーム		
	県立宮古病院	4チーム		
	県立久慈病院	3チーム		
	県立二戸病院	1チーム		
	学校法人 岩手医科大学	岩手医科大学 附属病院		6チーム
	日本赤十字社 岩手県支部	盛岡赤十字病院		5チーム

2、3 [略]

4 岩手DMAT及び医療救護班の活動

(1) [略]

(2) 医療救護班の活動

○ [略]

○ 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、都道府県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、都道府県に対して適宜助言を行うものとする。

1-3-145	<p>[災害時の医療救護に関する協定書 資料編3-16-5]</p> <p>[災害時の医療救護活動に関する協定 資料編3-16-6]</p> <p>○ [略]</p> <p>(3)、(4) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 医薬品及び医療資機材の調達</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長は、要請を受けた場合は、岩手県医薬品卸業協会、岩手県医療機器販売業協会及び一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部の協力を得て、調達又はあっせんを行う。</p> <p>○ [略]</p>	<p>○ [略]</p> <p>(3)、(4) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 医薬品及び医療資機材の調達</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長は、要請を受けた場合は、岩手県医薬品卸業協会、<u>日本赤十字社岩手県支部</u>、岩手県医療機器販売業協会及び一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部の協力を得て、調達又はあっせんを行う。</p> <p>○ [略]</p>
1-3-146	<p>7 広域災害・救急医療情報システムの整備</p> <p>○ [略]</p> <p>第4 [略]</p> <p>第5 傷病者の搬送体制</p> <p>1 [略]</p> <p>2 傷病者の搬送体制の整備</p>	<p>7 広域災害・救急医療情報システムの整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>県本部長及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言を行うものとする。</u></p> <p>第4 [略]</p> <p>第5 傷病者の搬送体制</p> <p>1 [略]</p> <p>2 傷病者の搬送体制の整備</p>
1-3-147	<p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長は、花巻空港をステージングケアユニット（SCU）を設置する広域医療搬送拠点に定め、県内外の後方医療機関への航空機による広域搬送に対応する。</p> <p>○ [略]</p>	<p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長は、花巻空港をステージングケアユニット（SCU）を設置する広域医療搬送拠点に定め、県内外の後方医療機関への航空機による広域搬送に対応する。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u></p> <p>○ [略]</p>

1-3-151	<p>医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図 (修正事項のみ記載)</p> <p>○ DMA Tチーム数の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立病院DMA T <u>28</u></li> <li>・ 岩手医大DMA T <u>4</u></li> <li>・ 盛岡赤十字病院DMA T <u>4</u></li> </ul>	<p>医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図 (修正事項のみ記載)</p> <p>○ DMA Tチーム数の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立病院DMA T <u>30</u></li> <li>・ 岩手医大DMA T <u>6</u></li> <li>・ 盛岡赤十字病院DMA T <u>5</u></li> </ul> <p>○ <u>表の「本部災害医療コーディネーター」の隣に「災害時小児周産期リエゾン」を追加</u> (医療政策室からの参集要請)</p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 現状に合わせた修正</p> <p>○ 時点修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																													
1-3-170	<p align="center"><b>第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 障害物除去</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p>	<p align="center"><b>第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 障害物除去</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p>																													
1-3-171	<table border="1" data-bbox="272 528 842 801"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県土整備 部</td> <td>県土整備 企画室</td> <td>土木班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部 班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備 部	県土整備 企画室	土木班	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1" data-bbox="874 528 1449 936"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県土整備 部</td> <td>県土整備 企画室</td> <td rowspan="3">二</td> <td rowspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>(花巻空 港事務 所)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部 班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備 部	県土整備 企画室	二	[略]	(花巻空 港事務 所)	[略]
部	課	地方支部 班	担当業務																												
[略]	[略]	[略]	[略]																												
県土整備 部	県土整備 企画室	土木班	[略]																												
	[略]	[略]	[略]																												
部	課	地方支部 班	担当業務																												
[略]	[略]	[略]	[略]																												
県土整備 部	県土整備 企画室	二	[略]																												
	(花巻空 港事務 所)																														
	[略]																														
1-3-173	<p>第3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 住民等への協力要請</p> <p>○ [略]</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 住民等への協力要請</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>市町村本部長は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p>																													
1-3-177	<p>2～4 [略]</p> <p>5 建築物等の解体等による石綿の飛散防止</p> <p>○ [略]</p>	<p>2～4 [略]</p> <p>5 建築物等の<u>有害物質の漏えい及び石綿の飛散防止</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>建築物等への被害があり、アスベスト等の有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、環境省、県及び市町村又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。</u></p>																													
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 現状に合わせた修正</p>																														



頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-179</p> <p>1-3-180</p>	<p>第23節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 遺体の埋葬</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長は、要請を受けた場合は、葬祭業協同組合の協力を得て、調達又はあっせんを行う。</p>	<p>第23節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 遺体の埋葬</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長は、要請を受けた場合は、葬祭業協同組合及び全日本冠婚葬祭互助協会の協力を得て、調達又はあっせんを行う。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 現状に合わせた修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-3-185	<p style="text-align: center;"><b>第25節 文教対策計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="272 439 844 667"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策地域 部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p>	部	課	地方支部 班	担当業務	政策地域 部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;"><b>第25節 文教対策計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="876 439 1447 667"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるさと 振興部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p>	部	課	地方支部 班	担当業務	ふるさと 振興部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
部	課	地方支部 班	担当業務																							
政策地域 部	[略]	[略]	[略]																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
部	課	地方支部 班	担当業務																							
ふるさと 振興部	[略]	[略]	[略]																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
修正 理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 現状に合わせた修正</p>																									

頁	現 計 画	修 正 案																																																														
1-3-195	<p>第27節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第1 公共土木施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p>	<p>第27節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第1 公共土木施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p>																																																														
1-3-196	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>国土交通省所管海岸保全施設</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(8) 空港施設</td> <td>県土整備部</td> <td>県土整備企画室</td> <td>土木班</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(3)	[略]	[略]	[略]	国土交通省所管海岸保全施設	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(8) 空港施設	県土整備部	県土整備企画室	土木班	[略]	[略]	[略]	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>国土交通省及び農林水産省所管海岸保全施設</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(8) 空港施設</td> <td>県土整備部</td> <td>県土整備企画室 (花巻空港事務所)</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(3)	[略]	[略]	[略]	国土交通省及び農林水産省所管海岸保全施設	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(8) 空港施設	県土整備部	県土整備企画室 (花巻空港事務所)	二	[略]	[略]	[略]	[略]	
区分	部	課	地方支部班	担当業務																																																												
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																												
(3)	[略]	[略]	[略]																																																													
国土交通省所管海岸保全施設	[略]	[略]	[略]																																																													
[略]	[略]	[略]	[略]																																																													
(8) 空港施設	県土整備部	県土整備企画室	土木班																																																													
[略]	[略]	[略]	[略]																																																													
区分	部	課	地方支部班	担当業務																																																												
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																												
(3)	[略]	[略]	[略]																																																													
国土交通省及び農林水産省所管海岸保全施設	[略]	[略]	[略]																																																													
[略]	[略]	[略]	[略]																																																													
(8) 空港施設	県土整備部	県土整備企画室 (花巻空港事務所)	二																																																													
[略]	[略]	[略]	[略]																																																													
1-3-199	<p>第2 [略]</p> <p>第3 鉄道施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p>	<p>第2 [略]</p> <p>第3 鉄道施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p>																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策地域部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	政策地域部	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるさと振興部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]																																														
部	課	地方支部班	担当業務																																																													
政策地域部	[略]	[略]	[略]																																																													
部	課	地方支部班	担当業務																																																													
ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]																																																													
修正理由	<p>○ 現状に合わせた修正</p> <p>○ 組織改編に伴う修正</p>																																																															

頁	現 計 画	修 正 案																
1-3-203	<p>第28節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 電気通信施設</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="272 528 844 712"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策地域 部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p>	部	課	地方支部 班	担当業務	政策地域 部	[略]	[略]	[略]	<p>第28節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 電気通信施設</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="876 528 1447 712"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるさと 振興部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p>	部	課	地方支部 班	担当業務	ふるさと 振興部	[略]	[略]	[略]
部	課	地方支部 班	担当業務															
政策地域 部	[略]	[略]	[略]															
部	課	地方支部 班	担当業務															
ふるさと 振興部	[略]	[略]	[略]															
修正 理由	○ 組織改編に伴う修正																	

頁	現 計 画	修 正 案																																						
1-3-223	<p style="text-align: center;"><b>第31節 林野火災応急対策計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="272 439 844 891"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県土整備 部</td> <td>県土整備 企画室</td> <td>空港事務 所班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部 班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備 部	県土整備 企画室	空港事務 所班	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;"><b>第31節 林野火災応急対策計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="876 439 1447 891"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県土整備 部</td> <td>県土整備 企画室 (<u>花巻空 港事務 所</u>)</td> <td>二</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部 班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備 部	県土整備 企画室 ( <u>花巻空 港事務 所</u> )	二	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	部	課等	地方支部 班	担当業務																																				
[略]	[略]	[略]	[略]																																					
県土整備 部	県土整備 企画室	空港事務 所班	[略]																																					
	[略]	[略]	[略]																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																					
部	課等	地方支部 班	担当業務																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																					
県土整備 部	県土整備 企画室 ( <u>花巻空 港事務 所</u> )	二	[略]																																					
	[略]	[略]	[略]																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																					
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 現状に合わせた修正</p>																																							

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-3-231	<p>第32節 防災ヘリコプター等活動計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 大規模災害時におけるヘリコプター等の運用調整</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="272 573 842 920"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県土整備 部</td> <td>県土整備 企画室</td> <td><u>土木班</u> (<u>花巻空</u> <u>港事務</u> <u>所</u>)</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部 班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備 部	県土整備 企画室	<u>土木班</u> ( <u>花巻空</u> <u>港事務</u> <u>所</u> )	[略]	<p>第32節 防災ヘリコプター等活動計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 大規模災害時におけるヘリコプター等の運用調整</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="874 573 1444 920"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県土整備 部</td> <td>県土整備 企画室 (<u>花巻空</u> <u>港事務</u> <u>所</u>)</td> <td>二</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部 班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備 部	県土整備 企画室 ( <u>花巻空</u> <u>港事務</u> <u>所</u> )	二	[略]
	部	課等	地方支部 班	担当業務																						
[略]	[略]	[略]	[略]																							
県土整備 部	県土整備 企画室	<u>土木班</u> ( <u>花巻空</u> <u>港事務</u> <u>所</u> )	[略]																							
部	課等	地方支部 班	担当業務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
県土整備 部	県土整備 企画室 ( <u>花巻空</u> <u>港事務</u> <u>所</u> )	二	[略]																							
修正理由	○ 現状に合わせた修正																									

頁	現 計 画	修 正 案																
1-4-4	<p align="center"><b>第2節 生活の安定確保計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1 生活相談</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="284 439 839 1070"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>措置事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>1～3 [略] 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。  5 [略]</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1～3 [略] 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>3 罹災証明の交付</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	機関名	措置事項	県	1～3 [略] 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。  5 [略]	市町村	1～3 [略] 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。	[略]	[略]	<p align="center"><b>第2節 生活の安定確保計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1 生活相談</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="892 439 1447 1070"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>措置事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>1～3 [略] 4 <u>(公財)岩手県国際交流協会と連携し、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、適切なアドバイスが得られるよう、外国人に対する相談体制を確立する。</u>  5 [略]</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1～3 [略] 4 <u>国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>3 罹災証明の交付</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 農林漁業関係者への融資</p> <p>○ [略]</p>	機関名	措置事項	県	1～3 [略] 4 <u>(公財)岩手県国際交流協会と連携し、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、適切なアドバイスが得られるよう、外国人に対する相談体制を確立する。</u>  5 [略]	市町村	1～3 [略] 4 <u>国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。</u>	[略]	[略]
機関名	措置事項																	
県	1～3 [略] 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。  5 [略]																	
市町村	1～3 [略] 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。																	
[略]	[略]																	
機関名	措置事項																	
県	1～3 [略] 4 <u>(公財)岩手県国際交流協会と連携し、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、適切なアドバイスが得られるよう、外国人に対する相談体制を確立する。</u>  5 [略]																	
市町村	1～3 [略] 4 <u>国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。</u>																	
[略]	[略]																	
1-4-5	<p>○ [略]</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 農林漁業関係者への融資</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="256 1928 839 2101"> <tbody> <tr> <td>ア [略]</td> </tr> <tr> <td>イ [略]</td> </tr> <tr> <td>ウ 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再</td> </tr> </tbody> </table>	ア [略]	イ [略]	ウ 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再	<p>○ [略]</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 農林漁業関係者への融資</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="868 1928 1447 2101"> <tbody> <tr> <td>ア [略]</td> </tr> <tr> <td>イ [略]</td> </tr> <tr> <td>ウ 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再</td> </tr> </tbody> </table>	ア [略]	イ [略]	ウ 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再										
ア [略]																		
イ [略]																		
ウ 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再																		
ア [略]																		
イ [略]																		
ウ 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再																		

1-4-9	<p>建、収入減補てん資金の融資のあつせん及び  <u>既往貸付期限の延長要請</u></p> <p>エ 農業災害補償法に基づく、農業共済団体の  災害補償業務の的確、迅速化の要請</p> <p>オ [略]</p>	<p>建、収入減補てん資金の融資のあつせん</p> <p>エ <u>農業保険法</u>に基づく、農業共済団体の災害  補償業務の的確、迅速化の要請</p> <p>オ [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	